

開会（8：58）

○鈴木浩己副委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は1件であります。

議第83号「令和7年度焼津市一般会計補正予算（第6号）案」を議題といたします。

審査の順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木浩己副委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第83号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子委員 おはようございます。18、19ページの放課後児童クラブ推進事業費（単独分）で、今回、性被害防止のためにパーティション、防犯カメラ、センサーライト、19クラブ分を準備するという事なんですけれども、そもそもパーティションなどは、私は設置してあると思ってたんですけれども、ないところがあったということなんです。それで、19クラブ分ということは、全体からいうと、まだ半分か3分の2ぐらいか、全部ではないと思うんです。ほかのクラブは全部設置されていたのかどうか。

防犯カメラ、センサーライト、パーティション、この3つは聞き取れたんですけれども、全体では142万5,000円ということで、内訳をまずお聞きします。

○谷澤富美子家庭支援課長 28クラブ中、今回19クラブから申請がありました。

既にパーティションなど性被害に関する防止対策については、各クラブで対応していただいているところであります。ほとんどのクラブがパーソナルスペースで確保されているんですけれども、今回、老朽化による更新についても対象となっておりますので、実際についているものを老朽化で、今回、更新したいというところで申請されているクラブもございます。

○深田ゆり子委員 防犯カメラ、センサーライトというのは、それも同じですか。

○谷澤富美子家庭支援課長 パーティションなどは、実際のところ、もう設置されているクラブが多いということで聞いておりますが、防犯カメラは今回つけたいというところが多くございました。

○深田ゆり子委員 142万5,000円ということで、今28クラブ中19クラブがパーティションで、防犯カメラとセンサーはほとんど設置していないんじゃないかと思ひまして、これは28クラブ分全部ということでよろしいのでしょうか。

○谷澤富美子家庭支援課長 今回、28クラブ中19クラブの申請がございました。

ダブる部分もありますが、パーティションが11、防犯カメラが8、センサーライトが4ということで申請をいただいております。

○深田ゆり子委員 そうしますと、防犯カメラとセンサーは8と4ということで、かなり少ないんですけれども、既に設置されているということで受け止めてよろしいですか。

○谷澤富美子家庭支援課長 全ての28クラブが防犯カメラが設置されているかというのは、こちらでは把握をしておりません。

○深田ゆり子委員 ということは、今回、性被害防止ということで、3つの防止策を市で提案していますが、クラブによっては、それはまだ必要ないとか、そういう状況ではないということで、要望が上がってこなかったということで受け止めてよろしいですか。

○谷澤富美子家庭支援課長 クラブの判断になるものですから、国からの申請があった際には、速やかに漏れがないようにクラブに通知をさせていただきました。

申請がなかったクラブについては、再度意向を確認させていただいております。そういったことで、今回、更新等の必要がないということで回答をいただいております。

○杉田源太郎委員 14、15ページの市債の消防債のところですけど、災害対策施設整備事業と防災無線機器整備事業の予算と、あと22、23ページの9款1項4目災害対策費、防災機器費のところですけど、そのところで防災機器等維持管理費が385万円、収入は380万円となっている。それから市債は380万円となっている。歳出の385万、5万円違うんですけど、この内容はどういう趣旨でしょうか。

○山下 晃地域防災課長 歳出からの御説明になりますが、防災機器維持管理費の385万円でございます。これについては、J-A L E R Tの受信機になっておりまして、歳入が緊急防災・減災事業債で10万円単位での申請となりますので、380万円という形で入れさせていただいております。

○杉田源太郎委員 J-A L E R Tの設備の更新ということなんですけれど、これは新型受信機ということなんですけれど、J-A L E R Tというと国の関係になると思うんですけど、国でこういうふうにやりなさいという指示が来ているということでしょうか。

○山下 晃地域防災課長 更新の理由でございますけれども、令和8年度の出水期から防災気象情報が新たに更新されてございます。その予定がありまして、それに対応したJ-A L E R Tの機種ということで、総務省消防庁から、全国の各市町にそれに対応するJ-A L E R Tの受信機について導入が促されているものでございます。

○杉田源太郎委員 先ほどの歳入のところに戻りますけれど、14、15ページの同じところですけど、災害対策施設整備事業、これはドローンの購入という説明があったと思うんです。ドローンの購入というのは、何か新しい機能を持ったドローンとか、そういうものを購入するということでしょうか、内訳について教えてください。

○山下 晃地域防災課長 これに関しましては、新たな機能というか、今年度に導入したものに付きまして、予算の組替えをしておるものでございますので、特に新しい機体というものではございません。

今年度の当初で購入したものを組み替えて対応しているものでございます。

○杉田源太郎委員 22、23ページの先ほどのところですけど、さっきのJ-A L E R Tで385万円というのがありまして、その下の防災備蓄資機材整備事業費の説明の中では、備蓄しているアルファ化米のことが説明されたと思うんですけど、ここの86万4,000円の内訳というのはどんなことなんでしょうか。

○山下 晃地域防災課長 市では、毎年度アルファ化米を定期的に同数量購入しておりまして、今年度につきましても、2種類のアルファ化米を購入しよう当初予算を編成しておりました。その中で、事業者様から価格が改定されて、昨今の米の価格の高騰、こ

れがアルファ化米についても同様の影響があるということで、再度見積りを取りまして補正をお願いしているものでございます。

内訳としましては、今年度購入予定のアルファ化米のワカメ御飯の差額が約40万円ほどで、残る差額の分が五目御飯ということで、50食入りの箱を200箱ずつ購入するというものに対しての価格上昇分でございます。

○**杉田源太郎委員** 86万4,000円というのは値上げした分だけですよ。

この前の防災訓練の日に、いろんな地域で、このアルファ化米を自分のところで、炊き出しみたいな代わりにこれをやった、うちの町内会でもそれをやったんですけど、賞味期限みたいながあると思うんですけど、それを5年だったかな、忘れちゃけれども、その単位ごとに変えていかなきゃならない、追加していかなきゃならないと思うんですけど、全体で何食分ぐらいが、今、追加分、ワカメと五目で幾らというのを計算すると分かるのかもしれないですけど、何食分ぐらい備えられているんですか。

○**山下 晃地域防災課長** 御質疑いただきましたアルファ化米の市の備蓄量ですが、2万食分を5か年分、5年保存でございますので、そのローテーションをしているというものです。

委員の先ほど御発言にありました訓練での使用については、消費期限を迎える最終年度のものを総合防災訓練であるとか、地域防災訓練でニーズを聞きまして、自主防災会に炊き出し訓練用のものとして提供しております。

○**杉田源太郎委員** 2万食には根拠があると思うんですけど、5年の賞味期限でやっていく。どのくらいの自治会での訓練で利用されたか分からないんですけど、賞味期限が切れてしまったけど利用の要望がなかったとか、そういうものについてはどうなっているんですか。

○**山下 晃地域防災課長** 消費期限が切れたものをさすがに提供するわけにはいきませんので、消費期限ぎりぎりの中で御理解をいただいて配らせていただいております。

ほかにも、子育て団体からとかお申出があれば、そういった形なるべく廃棄を回避できるような形で御利用いただいているという状態です。

○**奥川清孝委員** 23ページの10款1項3目学校教育指導費、小中学校教育ICT環境整備事業費、ここの説明では、特別支援学級の増設に伴う電子黒板、投影機、カメラ、そういったアクセスポイントですか、こういったものの購入ということの説明だったんですが、まず、増えた学級は全部同じものが配置されるのか、それとも一つは、特別支援学級ということで、ほかの学級と違った機能があるのかどうか、その辺を教えてください。

○**長谷川貴紀教育総務課長** 電子黒板ですけども、今回、移設になるんですけども、それが4教室、大富と港を合わせて4教室、これはほかの学校についているものですか、同じ学校の中で使用していない教室にある電子黒板を持ってくるものなので、同じものになります。

それから、2台、小川中に新たに今回入れるものがあるんですけども、これは特別支援学級のクラスを、今までの教室を半分にして狭くなっている部分があるものですから、同じ電子黒板を使えないものですから、これはディスプレイ型といたしまして、普通のモニターを移動できるようなものを2台新たに購入して設置するものです。

- 奥川清孝委員** そうすると、全部新たに購入するというのではなくて、ほかのところのものを持ってくるとか、そういう移設の費用も入っているということですか。
- 長谷川貴紀教育総務課長** 先ほど御説明しましたディスプレイの形のものは購入しますが、それ以外のものは全て移設です。映りが薄くなっているものもありますので、修繕して、移設して持ってくるということで予定しております。
- 奥川清孝委員** ついでにあれなんですけども、特別支援学級の場合だと、普通の学級と特に異なったようなものというのは用意されるんですか。
- 長谷川貴紀教育総務課長** 教室自体は、通常は普通学級で使っていたものを使っていますので、特に特別なものはないです。
- 人数は、特別学級ですので少なくはなりますが、教室自体は変わらない。先ほど言った小川中については、教室の数の関係で半分にして使っているということもあります。
- 奥川清孝委員** 25ページ、学校給食食材費高騰対策事業費で741万2,000円、これは大体、小・中で1万人ぐらい児童・生徒がいらっしゃるんですかね。
- 実際には、この金額を補正して、1食当たりどのぐらい増えるんですか。
- 萩原雅顕学校給食課長** 今回の補正につきましては、小学校で1食当たり7円、中学校で1食当たり13円ということで、予定しております金額につきましては、小学校で1食当たり323円、中学校で407円を見込んでおります。
- 奥川清孝委員** 1食7円、13円でどういう効果というか、どういう算定なんですか。
- 萩原雅顕学校給食課長** 算定の根拠ですけれども、年度当初、こちらでかかった食材単価の平均1か月分なんですけれども、それと同じ献立で9月時点の食材単価で計算した平均を比較しますと、その差額が小学校で5円、それと中学校で10円の増額になります。
- ほかにもお米の増加分、それとあと調味料等ございますので、それを見込んで小学校で7円、中学校で13円という算定をいたしました。
- 奥川清孝委員** そうすると、1食当たりがどうのこうのじゃなくて、全体の中で必要とするものを計算するとこの金額で、単純に割るとこうだよという説明ですね。
- 萩原雅顕学校給食課長** おっしゃるとおりでありまして、全体で見ての算出ということをしております。
- 鈴木浩己副委員長** ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。
- 以上で議第83号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。
- 当局の皆様、御苦労さまでした。
- 暫時休憩といたしますが、当局の皆さんの入替えだけお願いします。そろい次第、再開とさせていただきます。

休憩（9：23～9：25）

- 鈴木浩己副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議第83号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。
- 質疑、意見のある委員は御発言願います。
- 杉田源太郎委員** 歳出の18、19ページ、3款2項4目後期高齢者医療費です。子ども・子育て支援金制度のシステムが決まって、増額に伴って後期高齢者医療システムの改修

が行われるということで、627万円計上されています。この内容というのは、後期高齢者の医療費そのものが高くなるというシステムの改修ということによろしいですか。

○川村 仁国保年金課長 今回の627万円、後期高齢者医療事務費については、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から開始されますので、子ども・子育て支援金制度の改良のためのシステム改修でございまして、医療費そのものということではございません。

子ども・子育て支援金については、来年度から行われる制度でございまして、これについては医療費ではなくて、用途としては児童手当の拡充、こども誰でも通園制度等、そちらに国から拠出されるものでございますので、それをこちらで納付するというところでございます。

○杉田源太郎委員 16、17ページの2款1項24目諸費の中で、福祉費国庫等返還金ということで1億円幾らというのがあるんですけど、この内訳についてお願いいたします。

○平岡雅子地域福祉課長 福祉費国庫等返還金の内訳でございしますが、令和6年度の生活保護費の返還金、令和6年度の生活困窮者自立支援事業費等の返還金、それから令和6年度の生活困窮者就労準備支援事業費等の返還金、これは国庫補助の返還金になります。あとは、令和元年から令和6年度までの障害者自立支援給付及び障害児施設措置費等の国庫への返還金となっております。

内訳の金額でございしますが、生活保護費の国庫返還金につきましては4,247万1,684円、生活困窮者の自立支援事業費等の国庫返還金につきましては115万7,785円、生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助の返還金につきましては13万6,000円、障害者につきましては、詳細は、もし必要でしたら障害福祉課からお答えしますが、全部で5,665万6,000円となっております。

○杉田源太郎委員 障害者の件については、また別個に聞きに行きます。

生活保護のところでは4,272万円というのは、想定が最初どのくらいであって、実態としてはこうだったという、それを確認させてください。

○平岡雅子地域福祉課長 ここに計上されている4,247万1,684円につきましては、医療扶助と介護扶助を除いた生活扶助全ての部分の返還金でございまして、

予算の見込みよりも多く頂いた分をお返しするものですが、理由としますと、令和6年度中に生活保護の世帯が減少したということが主な理由でございまして、

令和6年3月末時点で684世帯となっておりますが、令和6年度は、就労等で生活保護から抜けた方、それから死亡した方が多かったために世帯が減少しております。

○深田ゆり子委員 今、杉田委員の質疑の中の答弁で、障害者の5,665万円の国庫返還金が一番多かったものですから、それを後で聞きに行くということよりも、先ほど課長が担当課からこの理由を答弁させますという答弁もありましたので、この場でお聞きしたいと思います。

○吉川康穂障害福祉課長 令和6年度の自立支援医療費、地域生活支援事業費、特別障害者手当等給付金に係ります国庫及び県の負担金が確定したことに伴い、受入れ超過分が発生いたしまして、それがございましたのと、あと令和5年度以前に遡りまして、障害者福祉サービス給付費の修正が出てまいりまして、それによる返還金となっております。

返還先の内訳になりますけれども、国庫分が3,785万6,000円、県分が1,880万円でございます。

○深田ゆり子委員 主にどのサービスが返還することになったのか教えてください。

○吉川康徳障害福祉課長 サービスの中で返還金額として大きいものということでお答えさせていただければと思います。

金額で見ますと、放課後等デイサービスの事業ですとか、あと生活介護、就労継続支援B型の事業、そういったものが金額としては多く占めてございます。

○深田ゆり子委員 了解です。

○鈴木浩己副委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第83号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩といたしますが、当局の皆さんの入替えだけお願いします。そろい次第、再開とさせていただきます。

休憩（9：37～9：39）

○鈴木浩己副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第83号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑、意見のある委員は御発言願います。

○吉田昇一委員 20、21ページの7款1項2目商工業振興費の被災事業者支援事業費（台風第15号関連）で2,000万円となっているんですが、この辺、前に説明をしっかりと受けたかどうか覚えていないので、もう一度、事業者数とかどういうものに対するものなのか、内訳をお願いいたします。

○八木澄人商工観光課長 今回、予算を上げさせていただいたのは、9月に発生しました台風第15号の影響を受けた市内事業者、今、53事業者で、概算では4億4,000万円ほどの被害が発生しております。その方たちを対象に、今回、激甚災害指定を受けたことから、市内に本社がある事業所、中小企業、また小規模事業者の修繕に係る経費として、市で支援をしようとするものでございます。

○吉田昇一委員 今、市内の中小企業等ということだったんですが、この事業者数は、先ほど言った53事業者なのか、それより少ない数なのか、その辺をお願いします。

○八木澄人商工観光課長 53事業者が、実際、市で報告を受けている事業者数となっております。

対象となる事業者ですが、今、想定しておりますのは、復興、修繕等に係る経費が1,000万円以上、大きな被害を受けた事業所に対しての支援ということで考えております。大体6事業者、今こちらで把握をしております、被害額では2億2,000万円ほどありますので、そういった方たちの支援を想定しております。

○吉田昇一委員 了解しました。

○奥川清孝委員 もう少しお聞きします。この科目ですと、被害事業者に、負担金、補助及び交付金で払うということですね。そうすると、基準というのはどのような基準で、今、対象は聞いたんですけど、補助率とかそういう具体的なところを教えてください。

○八木澄人商工観光課長 まず、補助率につきましては10分の1、また、上限は1,000万

円ということで今想定をしております。

○奥川清孝委員 これは市の単独費でやるんですか。

○八木澄人商工観光課長 財源につきましては、市の単独費でございます。

○奥川清孝委員 10分の1の理由は。

○八木澄人商工観光課長 今回、大きな被害を受けたところというのが、一番大きいところでも、こちらで把握している限りでは1億5,000万円、または1,000万円以上の事業所につきましては、先ほどお話ししましたとおり6事業者ほどありますので、市の財源等も勘案しまして、今10分の1ということで想定をしております。

○奥川清孝委員 これは、補助金交付要綱をつかって、その中で決めていくということだと思うので、また、その細かなものをできれば頂きたいと思えますけれども、委員長。

○鈴木浩己副委員長 よろしいですか、資料請求がありましたけれども。

○八木澄人商工観光課長 補助要綱がまたできたら、周知させていただきたいと思えます。

○鈴木浩己副委員長 後日、資料を皆さんに配付させていただきます。

○岡田光正委員 お願いですけれども、先ほど2,000万円、最高で1,000万円だったら2者しかないでしょう。私の知る限りでは、かなりの補助が欲しいなという会社があるわけですよ。この2,000万円だけで終わりじゃなくて、この後、まだ考えていただくことはありますか。

○八木澄人商工観光課長 今回2,000万円の補正をお願いしているところでございますけれども、併せて国にも要望していたり、また県でも、今定例会の補正で支援を検討しているということを聞いておりますので、そういったところと併せて、また支援を考えていきたいと思えます。

先ほど補助要綱につきまして周知するというお話をしたんですけれども、ホームページでまた掲載していきますので、その旨御承知いただければというふうに思えます。

○鈴木浩己副委員長 では、改めて資料の配付はなしということであります。

よろしいですか、奥川委員。

○秋山博子委員 ページでいきますと13ページになります。

歳入の21款5項5目で移住・就業支援金返還金190万円とあるんですけれども、この返還となった経緯を教えてください。

○増田善成誘致戦略課長 こちらの移住・就業支援金でございますけれども、東京圏に住んでいらっしゃる方が一定の条件で焼津市に移住して就業する際に支援金を交付するという形になります。

こちらにつきましては、国が定める取扱いがございまして、交付申請後3年未満に市外に転出した場合には返還を要するという形になっておりまして、対象者が2名おりまして、2名とも転出をされたものですから、返還が生じたということでございます。

○秋山博子委員 何かせっかく転入してくださった方が転出してしまったというのは残念なことであったという評価でいいんでしょうか。

○増田善成誘致戦略課長 転出の理由が当然ございまして、自己都合による場合につきましては返還を要するという形になります。

返還を要したということは、この方々が自己都合で転出されたということでござい

すので、市といたしましては、せっかく転入されたのに転出されたということにつきましては、やはり残念だなというふうには思っております。

○秋山博子委員 この返還金の190万円というのは、支援しますよというふうに支援した金額そのまま丸ごと返還されたということになるんですか。

○増田善成誘致戦略課長 今おっしゃるとおりで、交付した額をそのまま返還いただくという形になります。

○吉田昇一委員 22、23ページの8款5項6目公園費、緑化維持管理費で140万円、樹木の剪定というようなことだったんですが、補正してすぐやらなきゃならないという理由と箇所を教えてください。

○岡本佳和都市整備課長 理由につきましては、今回、3路線の街路樹につきまして、剪定作業を実施する予定でございますけれども、この夏、猛暑の影響もありまして、生育が著しかったため、当初想定していたよりも剪定箇所が増えたことが原因でございます。

次に、箇所でございますけれども、3か所のうち1か所目が焼津駅道原線の一部、場所としては田子重登呂田店の近くでございます。2か所目といたしましては、鯛ヶ島八楠線、場所といたしましては、あいネットホールの周辺でございます。3か所目といたしましては、小川青島線といたしまして、サスエ前田商店の周辺でございます。

○吉田昇一委員 今の時期ですと紅葉関係はほとんど落ちちゃって、そんなに邪魔にならないんじゃないかなと思うので、次の予算のときで間に合うんじゃないかと思うんですが、今やらなきゃならないということは、かなり何か交通の影響があるということですか。

○岡本佳和都市整備課長 現在、こちらの3か所につきましては、道路上に枝が伸びている状態でございます。そして交通の安全上、車両に当たったりですとか、あとは常緑の場合、安全性の視認の問題がございますので、今回補正をお願いをしているところです。

○吉田昇一委員 了解です。

○杉田源太郎委員 13ページで歳入のところなんですけれども、県支出金の委託金の6節の一番下段ですけど、地域未来投資促進法に基づく事務委託金3万4,000円ってありますけど、3万4,000円の根拠というのはどこで決まっているんですか。

○増田善成誘致戦略課長 こちらの委託金につきましては、地域未来投資促進法の制度におけます地域経済牽引事業計画の承認が、本年度から市に権限が移譲されたことによりまして、この3万4,000円という額が計上されているわけでございますけれども、今回、3件分の承認案件がございまして、県で定める基準単価に、所要時間とか事務費等を積算しまして、細かい数字になりますけれども3万4,320円という額が決定しているところでございます。

○鈴木浩己副委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

以上で議第83号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

委員の皆様は、この後、討論、採決を行いますので、しばらくお待ちください。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木浩己副委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第83号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木浩己副委員長 挙手多数であります。よって、議第83号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（9：55）